

裁判支援運動事務局

連絡先：成田市天神峰63 (市東方)

三里塚裁判支援運動

11月19日裁判所包囲行動へ 請求異議裁判勝利判決を



農地法裁判の上告棄却、農地明け渡しの最高裁決定から2年2カ月。確定判決の執行は許されないと起こした請求異議裁判は、9月27日の最終弁論で結審し、12月20日に判決を迎えることとなりました。

NAAが明け渡しを求めている農地は、耕作権裁判も含めると市東さんの耕作面積の73%です。強制執行は、誇りを持って耕している市東さんの、農民としての人生を奪うものであり、このような過酷執行は許されません。

2年間にわたる弁論で、空港会社の強制執行権の行使は、権利濫用の5つの類型にことごとく該当することを明らかにしました。

裁判の中身からすれば、“強制執行を認めない”勝利判決しかありません。しかし、「国策裁判」との闘いは社会的な力をもっと必要です。

「強制執行を許可するな」「農地を奪うな」の声をもっと厚くするために、三里塚芝山連合反対同盟は千葉地裁に宛てた要望書を集め、11月19日の耕作権裁判にあわせて、提出行動として取り組むことにしました。(4頁参照)

あわせてこの日は、人間の鎖で地裁を取り囲む包囲行動も行います。ぜひ千葉地裁に集まって下さい。

すべての裁判が正念場に

新やぐら裁判は、証人調べを急ごうとする拙速裁判との対決に、第3誘導路裁判と団結街道裁判は、裁判所・空港会社一体となった証人隠しとの攻防になっています。

こうした中で、12年にわたる耕作権裁判は、NAAの違法・不正義を徹底的に暴いています。11月19日は、一連の行動に続いて、市東さん、弁護団とともに法廷でNAAを追いつめていきましょう。

11・19 耕作権裁判 千葉地裁デモ& 裁判所包囲行動

11月19日 (月)

午前9時

千葉市中央公園集合

集会・デモ→

人間の鎖・要望書提出

10時30分

耕作権裁判開廷



千葉地裁に向けたデモ行進 (9月27日)

2018年会計年度

2018年6月1日～2019年5月31日

年会費3000円

千葉地裁への要望書提出行動に

ご協力下さい

千葉地裁の
強制執行
許さない!

—各裁判の争点と現段階—

(1) 請求異議裁判

千葉地裁民事第5部（高瀬順久裁判長）

提訴：2016年11月30日 現在：9回

原告：市東孝雄 被告：成田空港会社

東京高裁の口頭弁論終了後に発生した事からもとづいて、最高裁で確定した判決執行の不許可を求める裁判です。民事執行法35条にもとづきます。「N A Aは強制執行請求の権利を放棄しているのに請求するのは違法だ」などが訴えの理由です。

<第9回…9月27日>

堂々4時間にわたる最終弁論

最初に市東さんが、「最終意見」を読み上げました（後述）。

そして、「私はあくまでも天神峰と南台で私の畑を耕し、絶対に動かない。農地を取り上げる強制執行は私にとっては死刑と同じです。強制執行は認めないとの判決を強く求めます」と結び、廷内は拍手に満たされた。

続いて、内藤光博さん（専修大学教授・憲法）、石原健二さん（元立教大学教授・農業経済）の二人が補佐人として、市東さんの農業と農地こそ守られるべきものであり、強制執行は許されないことを専門分野の見地から力説しました。

そして顧問弁護団が最終準備書面を陳述しました。主な点は以下。

①空港公団は「平行滑走路用地取得のためにあらゆる意味で強制的手段を用いない」と社会的に公約しており、強制執行は、権利濫用、信義則違反である。著しく社会的正義に反しており、許されない。

②N A Aが明け渡しを求めている対象地は耕



報告集会での市東さんの発言

この裁判、当初は1～2回で終わるのかと思っていましたが、みなさんの力で2年にわたり続き、今日の裁判で圧倒的にN A Aを追いつめました。

やるべきことはやった。でも判決が出たらそれで終わりではない。それからが大変です。ほかの裁判もあります。これからも一日でも長く天神峰で農業をやっていく、このことに確信を持ちながら、みなさんとともに闘っていきます

作権裁判も含め、市東さんの耕作地全体の73%になる。農業の継続を不可能にさせ、人生を奪う超過酷執行だ。かけがえのない完全無農薬・有機農業と産直運動を破壊することは、市東さんの生存権的財産権を侵害し、農業の憲法的公共性を否定することだ。

③またN A Aは離作補償料を今日まで一切支払っていない（供託もしていない）ので、土地の賃貸借契約の解約は無効であり、強制執行を求める資格がない。

④この強制執行はN A Aにとって何ら緊急性も必要性もない。さらに、転用計画をでっち上げて空港敷地をはみ出た告示外部分の農地まで取り上げようとしている。この執行は、第3滑走路建設、深夜早朝発着の大幅緩和による騒音拡大など、「空港機能強化」という大規模な地域破壊の一環として行われようとしている。

⑤三里塚闘争を破壊し市東さんに農民としての死を強制しようとする強制執行は、絶対に許されない。裁判所は原告の請求をすべて認める判決を出せ！

気迫に満ちた陳述はN A Aと裁判所を圧倒し、実に4時間にわたる闘いとなりました。

裁判長が弁論の終結を宣言し、判決言い渡しを12月20日午後2時と告げて閉廷しました。

最終意見

2018年9月27日

千葉地方裁判所民事第5部御中

原告 市東孝雄

この裁判の最後に、私の今の気持ちと、天神峰であくまでも農業を続ける決意を述べたいと思います。

1) 農地は私の命です

私はこれまで自分の仕事に誇りを持って生きてきました。今も、試行錯誤しながら有機野菜のための土壌を作っています。私の農業は農薬や化学肥料を一切使わず、露地栽培ですから、気象の変動と毎日の天気を見ながら、雑草と格闘して野菜を作っています。野菜づくりの方法に完成はなく、日々の工夫と努力の積み重ねによるしかありません。

天神峰と南台の農地は、そうしてできた私にとっての命です。

そこで育つ野菜を、本物だと認めてやってくる消費者家族がいます。私たちと消費者が、生産と食を相互に保障し合う、提携関係が結ばれて

います。これは信頼できる有機の土壌があつてこそ、できる関係です。この消費者との「顔の見える、関係も、かんたんにできることではありません。

空港会社は、私の農地を只の土地だと思つています。農業なんてどこでもやれると見下しています。農業よりも空港の方が社会に役立つと決め込んで、空港のために農地を差し出せ、カネを積むから出て行けという態度です。

だが、それは全くの間違いです。

農地は只の土地ではありません。農地は生きています。人が試行錯誤を重ねて、その人の農業のための土壌として、作り上げるものなのです。私の畑は、私の有機農業を実現するために、長い年月をかけて作った農地です。他にはない、かけがえのない農地なのです。

また、言うまでもなく、安全な食料を十分に満たすための農業は、社会にとって絶対に欠くことができません。農業はまさに、命をつなぐ「生命産業」です。これ以上の公共性があるでしょうか。しかも誘導路は国が安全性を認めて認可し、なんの支障もなく使われており、空港会社が畑をつぶす理由はないのです。

私の野菜作りは、大正時代から百年間耕し、有機の土壌として作り上げた、天神峰と南台の、あの畑でしかできません。それが人々の健康と命をつないでいます。あの畑は私の人生であり、私の生き甲斐です。

空港会社は、私が農業をやめると決め込んで、離作補償を示し、同じような農家収入の百五十年分の補償だから、百姓をやめて出て行けという態度です。そして裁判では、まともに反論せず、「強制的手段の放棄」の事実をねじ曲げて空港会社を勝たせた多見谷判決と同様に、裁判所に任せておけば大丈夫だという態度を続けてきました。

これは私の精一杯の訴えと法廷そのものを侮辱するものです。私は憤りを抑えることができません。

2) よねさんへの代執行とどこが違うか！

空港会社に取り上げようとしているのは、不利益を受けて解放されなかった小作地です。しかし、この畑もまた農地法で守られてきました。うちは地代を欠かさず支払ってきたし、地主も信義を守ってきたと思っています。

これを変えたのは空港公団です。父東市に秘密で売買し、地代を騙し取ってきました。あげくに空港会社が地主だと名乗り出て、私を「不法耕作」呼ばわりして、出て行けという。出ていけないなら機動隊の暴力で、取り上げるというので

す。

私の農地の七割以上が、畑で育つ野菜と一緒につぶされます。祖父の代からの汗と涙、これまでの私の努力が重機の下に押しつぶされ、二度と野菜はできません。思っただけで、悔しくて涙が出ます。

私に対するこの強制執行と、よねさんに対する代執行との、どこが違うのでしょうか。

私は今、高瀬裁判長が下す判決いかんで、四十七年前の小泉よねさんと同じ地点に立たされようとしています。

「もう二度と繰り返さない」「用地問題は話し合いで解決する」「強制手段は放棄する」と言って謝罪し、世間に公約した以上、私に対する強制執行は絶対に許されません。

3) 「権利濫用」を訴えた証言と補佐人陳述

小泉英政、加瀬勉、萩原富夫さんの証言は、大きな力になりました。

農地法を無視して秘密裏に買収して明け渡しというのは、まさに証言のとおり、「よねさんから強奪した手法を踏襲」するものです。

反対同盟が東峰に作ったよねさんの家は「借り物だった」という証言がありました。「苦勞して、汗を流して頑張つて、蓄積してこそ誇りと自信が生まれるし、人間は絶望しないで生きられる」という証言は、今の私の気持ちそのものです。

私に対する強制執行は、「産直の会」を存続できなくさせ、共同生産者と約四百軒の消費者家族の暮らしを台無しにします。

食料自給の考えを失った農政によって、全国の農家が廃業に追い込まれています。石原健二補佐人は、「小規模家族の複合経営こそ日本の農業の基本」だと話し、私たちの農業を「いま時代が求める最先端の営農形態であつて、つぶしてはならない」と訴えました。

そして、内藤光博補佐人は、「人間の生活基盤と生きる意欲を奪い取る強制執行は、その人の人生の否定であり、尊厳を侵すから認められない」と話しました。そして、私に対する強制執行が権利濫用の特徴にすべて当てはまることを、



反対同盟は全国総決起集会を開催し、取り上げ対象となつてくる畑までデモ行進しました。(10月14日)

一つひとつ確認しました。空港会社は何も答えられずにいます。

私は自分の農業は間違っていなかったし、私がこの裁判で闘ってきたことは、私だけでなく、東峰地区や近隣住民、そして農業つぶしの農政の中で頑張る農家のためにもなることだと強く感じています。

4) 「強制執行は認めない」との判決を求めます

「私に対する強制執行は、営農の基盤を取り上げ、生きる希望をつぶしてしまう過酷執行である」

「強制執行放棄の公約を破るものであり、空港会社による権利濫用である」

「社会の正義に反するから、強制執行は許されない」

——二年間に及ぶ弁論と法廷証言、補佐人陳述は、これらのことを明らかにしたと、私は信じています。

私はあくまでも天神峰と南台で私の畑を耕し、絶対に動かない。

農地を取り上げる強制執行は、私にとって死刑と同じです。この裁判は、私にとって命がけの闘いです。高瀬裁判長が、会社を勝たせるために事実をねじ曲げた多見谷判決と同様の、不正義に走ることは絶対に許されません。

「農地取り上げの強制執行は認めない」との判決を強く求めます。

以上

(2) 耕作権裁判

千葉地裁民事第2部（内田博久裁判長）

提訴：2006年10月 現在：39回

原告：成田空港会社 被告：市東孝雄

空港会社（NAA）が市東さんの南台耕作地の一部を「不法耕作地」と決めつけて明け渡し請求を行っている裁判。しかし、土地の位置特定は誤りで、NAAの証拠文書で署名の偽造が明らかになっている

<第38回…9月3日>

NAAの請求を直ちに棄却せよ！

左陪席裁判官の交代に伴う更新意見陳述で、弁護団は、12年にわたってNAAを追いつめてきた地平を8点に要約して主張しました。

①NAAは市東さんが耕す南台40、41の土地

の所有権を取得していない。NAAは転用目的で旧地主から売買で土地を取得したとするが、実際には1988年当時において転用の計画も見込みもなく、小作者である市東東市さん（孝雄さんの父）に無断・秘密裏に行われた。農地法違反であり、売買契約は無効。NAAは土地の明け渡しを求める資格はない。

②NAAが土地特定の証拠として提出した「同意書」「境界確認書」は空港公団（NAAの前身）自身が作成した偽造文書である。そこに記された東市さんの署名・印鑑も偽造されたことは鑑定から明らか。NAAがこれらに関連する交渉記録などの文書を「一切存在しない」と言っていることが、偽造性を証明している。

③弁護団が2011年に旧地主・藤崎政吉から直接聴取を行った結果、「同意書」「確認書」の土地の位置特定は事実と反することが明らかに。

④原告は南台耕作地の一部が市東家の賃借地ではないと言うが、もともとの耕作者の移転・耕作放棄に伴い、東市さんが地主・藤崎の承諾のもとで1972年から耕し、地代も払い続けてきた。92年に賃借権が時効取得されている。

⑤市東家の賃借地の位置は、空港公団が強制収用のために作成した図面などにほぼ正しく書かれている。ところが本裁判においては「同意書」「確認書」に基づいて「認識が変わった」などと、まったく非合理的な主張をしている。

⑥反対同盟法対部のもとで活動していた元永修二氏は、市東東市さんから詳細な聞き取りを行って耕作地の地図・メモを作成した。これは信用性が高く、揺るがぬ証拠だ。

⑦NAAはこの裁判の中で確定した文書提出命令に従わず、「同意書」「確認書」作成に関連する交渉記録などは「一切存在しない」と居直っている。また一部が墨塗りされた文書の全面開示を拒否しているのはまったく不当。

⑧空港公団は、小泉よねさんに対する暴力的な行政代執行をはじめとした1期工事の建設手法について「反省・謝罪」の姿勢を明らかにし、「今後は強制的手段はとらない」と社会的に確約した。ところが今、市東さんに対し、暴力的に追い出そうとしている。本件訴訟は訴権の濫用だ。NAAの請求は直ちに棄却されるべきだ。

弁護団は70分にわたる陳述で市東さんの揺るぎない正義性を明らかにし、傍聴席も満場の拍手で応えました。



(3)第3誘導路裁判

前号からの間に裁判はありませんでした

(4)団結街道裁判

千葉地裁民事第3部（阪本勝裁判長）

提訴：2010年8月 現在：32回

原告：市東孝雄ほか

被告：成田市・成田空港会社

成田市が市道である天神峰団結街道を廃止して2010年5月違法に封鎖したことに對して、決定の無効と封鎖している妨害物の撤去を求めて起こした裁判

<第31回…10月12日>

またもや証人採用を先送り

この日は冒頭に、陪席裁判官の交代に伴う更新意見陳述を行いました。

①何も答えられない成田市の元土木部長・中村壽孝の証言（前々回の2月27日）で明らかになったことは、結局は小泉一成市長の「ツルの一声」で廃道が強行されたということだ。

②この裁判で市が主張していた法律論はすべて破産し、法律を無視した政治案件として廃道が強行されたことは明らか。したがって小泉市長の証人尋問は不可欠だ。

こうした意見陳述に続いて、団結街道の廃道と売却の決定・実行に関連する文書提出命令の申し立てを行いました。

さらに、前回、証人採否の判断を先送りした阪本裁判長に対して、小泉市長と片山敏宏・元成田市副市長の証人尋問を重ねて求める人証申請の補充書を提出した。

これに対し、成田市は、「片山の尋問は必要ない」との意見書を出してきました。冗談ではありません。片山は、空港事案を専門に担当する二人目の副市長として国交省が送り込んだ官僚で、市議会でも廃道の件で答弁を行っていた当事者中の当事者なのです。

弁護団は、これまで再三求めてきた小泉市長の証人採用だけは、今この場で決定するよう、阪本裁判長に強く要求しました。

ところが裁判長はそれを拒否し、「証人採否と文書提出命令申立書への判断は次回に行う」として、11月2日午後に決まっていた証人尋問のための期日を一方的に取り消したのです。「なぜこの場で決められないのか」と直ちに弁護団が抗議し、傍聴席からも怒りの声が次々と上がりました。裁判長はうろたえながらも頑なに「次

回に」を繰り返し、強引に次回期日を来年1月15日と決めました。

(5)新やぐら裁判

千葉地裁民事第2部（内田博久裁判長）

提訴：2014年10月 現在：15回

原告：成田空港会社

被告：三里塚芝山連合空港反対同盟

成田空港会社が反対同盟を相手取って、市東孝雄さん宅の畑周辺に建っているヤグラ、大看板など4つの工作物について、それらの撤去と敷地の明け渡しを求めて起こした裁判

<第14回…7月9日>

内田裁判長拙速審理と対決

左右両陪席裁判官の交代に伴い弁護団の意見陳述が行われました。

ひとつに、反対同盟のやぐら・看板を取り除け

というNAAの要求は、憲法で保障された表現の自由を侵害するもの。反対同盟は1967年から天神峰現地闘争本部に「空港絶対反対」の看板を建て、闘争のシンボルとしてきました。市東さんの畑に建つ看板は、国策に反対して闘い抜く心意気を示す表現手段です。

ふたつに、そもそもNAAによる旧地主からの底地買収は、耕作者である市東家に秘密・無断で行われており無効です。土地の賃貸借契約解除も無効です。また、空港施設への転用目的の農地取得といいながら、実際には転用計画など存在していませんでした。すべて農地法違反です！したがって、NAAからやぐら・看板を撤去しろと言われる筋合いはありません。

こうした弁護団の力強い陳述ののち、裁判期日をめぐる攻防になりました。内田裁判長は、弁護団に「人証請求書を早期に出せ」と迫ってきました。弁護団は、学者証人の意見書の準備を進めていることや他の三里塚裁判との兼ね合いから、人証請求書の提出期限として次々回期日を来年3月とするよう求めました。裁判長は「そんなに待てない！」と言いなし、日ごろは何も語らなNAA代理人も「2カ月ごとに期日を入れるべき」などと言い出したのです。傍聴席からは、裁判長の拙速審理を許さない弾劾の嵐が叩きつけられました。弁護団は3月の線を譲らず、次回を11月26日、次々回を3月4日と確認させました



地裁デモへ決起集会(9月27日)

三里塚裁判支援運動 入会と会費納入のご案内

日頃のご支援に感謝申し上げます。

「三里塚裁判支援運動」は、三里塚の裁判闘争に勝利するため、「現闘本部裁判闘争を支援する会」の運動を引き継ぎ発展させて、2012年に発足しました。

支援運動の会費は、裁判闘争を支える大きな力です。ぜひご協力をお願い致します。

新規入会と更新のご案内は以下のとおりです。

- 年会費は、1口3000円です。
団体の場合は、できましたら複数口をお願い致します。
- 送金にあたっては下記の郵便振替をご利用下さい。
振替用紙には、住所、氏名、電話番号を明記するよう、お願いします。

口座番号：00210-0-54174
加入者名：三里塚裁判支援運動

三里塚裁判支援運動事務局
〒286-0103
成田市天神峰63 市東方

新規会員募集中！

2004年の「現闘本部裁判闘争を支援する会」設立から14年となりました。「三里塚裁判支援運動」として運動を引き継いでからも、本当に多くの方々に長期にわたる三里塚裁判を支えていただき、心より御礼申し上げます。

裁判闘争が正念場を迎える中、裁判を支え抜く出費も大きくなってきましたので、ぜひとも新規の会員を増やしていきたいと思っております。

呼びかけやご紹介など、拡大に向けたご協力をよろしくをお願いいたします。



要望書集めに ご協力をお願いします

請求異議裁判の勝利判決をめざして「やれることは何でもやろう」と、反対同盟は千葉地裁に宛てた要望書を集めることにしました。強制執行の認可を行わないよう求める要望書です。

それぞれ個別に地裁に送ってもらうのではなく、とりまとめて提出行動にしていきたいと思っております。提出行動は、11月19日を含め、2～3度行う予定です。限られた時間での取り組みですので、できるだけ11月中に下記まで送って下さい。

<送り先>
〒286-0102
千葉県成田市天神峰63 市東方
三里塚芝山連合空港反対同盟

※なお、要望書の用紙はweb上で、以下のアドレスからダウンロードできます。多くの要望書をまとめていただける方は、こちらをご利用ください。

<http://www.sanrizuka-doumei.jp/home02/2017/pdf/yobosyo2.pdf>

裁判スケジュール

- 第3誘導路裁判
11月9日（金）午前10時30分
- 耕作権裁判
11月19日（月）午前10時30分
※地裁デモ（9時 千葉市中央公園）
- 新やぐら裁判
11月26日（月）午前10時30分
- 請求異議裁判判決
12月20日（木）午後2時
- 団結街道裁判
1月25日（金）午前10時30分
※法廷はいずれも千葉地裁601号法廷